同時の大学

のバイト先が

賃金、時間、 残業の有無

雇用主はアルバイトを採用するときに、賃金、 労働時間、残業の有無、仕事の内容など6項目※を 必ず紙に書いてわたすことが義務づけられていま す(労働基準法 15条、施行規則 5条)。

日本共産党福岡市議団が、福岡市内の大学生に アンケートをしたところ、89% の人がこの要件を 満たすものをもらっていませんでした。

※6項目……①労働契約の期 間②有期労働契約を更新する 場合の基準③就業の場所・従 事する業務の内容④始業・終 業時刻、所定労働時間を超え る労働の有無、休憩時間、休日、 休暇、交替制勤務をさせる場 合は就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算・支払の 方法、賃金の締切り・支払の 時期に関する事項⑥退職に関 する事項(解雇の事由を含む)

ください」と言おう

「こんな働き方だって事前に聞 いてなかった」 — バイトでトラ ブルになる大もとに、この問題が あります。

早稲田大学学生部協力の『ブ ラックバイト対処マニュアル』に は、こういう賃金や

時間を決めた紙(労働条件通知書)がわたさ れないことは「『ブラックバイト』を蔓延さ せる原因」と述べています。「労働条件通知 書をください」と職場に言いましょう。

りまし

日本共産党福岡市議団は、福岡市の大学生など 100 人を対象にアルバ イトについてのアンケートを行いました。その結果の一部を紹介します。

(全体を知りたい方は日本共産党福岡市議団のホームページでご覧になれます)

アルバイト先であった違法行為

準備・片付けの時間の賃金が 払われなかった

採用時に合意した仕事以外の 仕事をさせられた

1日に労働時間が6時間を 超えても休憩時間がなかった

「アルバイトが学業に 支障をきたした」

トラブルで「専門の窓口に相談」 **3**%



- ●人数が足りずにシフト以外でもお願いされたり、別の教 室にヘルプで入ったりと急な変更が多い。(学習塾)
- ●まかないで使った食器を洗って片付けるとき、その時間 分の給与は出されていない。(居酒屋)
- ●一緒に働いている人が不要であるような言葉の暴力を社 員さんから受けている (飲食)

ブラック企業・ブラックバイトを なくす条例を福岡市でつくろう

若者を使い捨てるブラック企業・ブラックバイトをなくすため、法律や市 の条例をつくり、相談・教育・啓発などで思い切った手立てを取らせましょう。

困ったことがあれば、ご相談ください

☎092-711-4734 FAX092-741-4627 メール info@jcp-fukuoka.jp ツイッター@JCP_fukuokasigi